

法務省民二第3554号

平成16年12月16日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

破産法の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（通達）

破産法（平成16年法律第75号）、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第76号）、破産規則（平成16年最高裁判所規則第14号）及び不動産登記法施行細則の一部を改正する省令（平成16年法務省令第88号）が平成17年1月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通達中、「新破産法」とあるのは上記破産法を、「整備法」とあるのは破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律を、「法」とあるのは整備法による改正後の不動産登記法（明治32年法律第24号）を、「細則」とあるのは改正後の不動産登記法施行細則（明治32年司法省令第11号）を、「規則」とあるのは破産規則をいいます。

記

第1 不動産登記に関連する改正の概要

新破産法は、社会経済情勢の変化とこれに伴う破産事件の著しい増加にかんがみ、破産手続の迅速化及び合理化を図るとともに、その実効性及び公正さを確保するため、現行の破産法（大正11年法律第71号。以下「旧破産法」という。）を廃止して、新たに制定されたものであり、これに伴い、新破産法第14条等の規定に基づき、破産手続等に関し必要な事項を定める規則が新たに制定された。

改正事項のうち不動産登記に関連するものは、次のとおりである。

1 登記の嘱託の権限

新破産法においては、破産手続に関する登記の嘱託が裁判所書記官の権限と

